

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年5月2日（水）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 4 議案 第 9 号 魚津市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年5月2日(水)
  2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 8名  
2番 谷越 彦茂      3番 沖本 喜久雄      4番 野崎 努  
5番 小坂 芳夫      7番 石坂 誠一      9番 徳本 久邦  
10番 原 武雄      14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 6名  
1番 北田 直喜      6番 谷口 敬蔵      8番 中山 修  
11番 関口 たず子      12番 中田 登與志      13番 中島 悦子
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名  
下野方地区 稲盛 保雄      西布施地区 谷崎 雅彦
  7. 議事録署名委員  
9番 徳本 久邦      10番 原 武雄
  8. 総会に出席した職員  
事務局長 浦田 誠      庶務係長 五十嵐 孝  
主任 杉本 ゆき子      主事 高木 宣行  
主事 横田 悠介
- 

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度5月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中8名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番徳本委員、10番原委員にお願いいたします。

議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は3件です。地区別の内訳は、西布施地区が2件、下野方地区が1件で、合計面積が2,264㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第7号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われます。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。  
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

谷越委員： 事務局から説明がありました通りでございます。  
申請地はちょうど角の部分であります。取得することで作業効率が高まると考えられます。

杉山会長： 本日、下野方地区担当の北田委員は欠席ですが、事務局で何か意見を聞いていますか。

高木主事： 北田委員からは、現地を確認し、申請者双方から話を聞き耕作の意思を確認しており問題無いと伺っております。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明を求めましたが、今回は、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見がありましたらご発言願います。

谷崎委員： 問題ないと思います。

稲盛委員： 問題ありません。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第7号は許可決定いたします。  
議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、及び農地中間管理事業の推進に関する

法律第19条第3項の規定による意見決定について事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年4月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。今月の案件は、1議案141件で、すべて転貸でございますが、受付番号79番から229番までは、農協を通じて利用権設定を行う転貸で135件、579筆、781,060㎡受付番号230番以降が農地中間管理機構である富山県農林水産公社の転貸ということで、6件、17筆、41,552㎡で 合計141件596筆822,612㎡です。新規と再設定の内訳は、新規が12件35筆71,706㎡ 再設定が129件561筆570,906㎡です。

新規の中で受付番号236番から241番までの3件についてですが、今回借り手となられる寺西純一さんは平成30年5月下旬から認定新規就農者となられ、新規参入する予定であります。作付けについては主に大根の作付けをされる予定です。この方は新規就農者規模拡大支援事業の対象者となります。230番から235番までの3名の方は経営転換協力金の制度を利用される予定です。

以上の計画は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第8号は総括表記載のとおり決定いたします。

議案第9号魚津市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正について事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第9号について説明いたします。

【議案書第9号をもとに朗読】

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは原案どおり改正してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第9号は原案のとおり改正いたします。これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

杉本主任： (魚津市農業委員会親交会収支報告について)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時00分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第7号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、現に譲受人が管理しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月24日、関口委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第7号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、現に譲受人が管理しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月24日、関口委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第7号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、これまでも水稻が行われており、本件の権利移動を行ったあともこれまでと同様の利用形態を行う予定であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、4月24日、関口委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない